

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………一
- …(都市整備局市街地建築部調整課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………二
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- …(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………四
- …(同)……………四
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………五
- …(産業労働局農林水産部森林課)……………五
- 昭和四十九年東京都告示第九百三十一号(東京都事業内職業訓練事業補助金交付規程)の一部改正……………五
- …(産業労働局雇用就業部能力開発課)……………五
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………五
- …(建設局道路管理部監察指導課)……………五
- 開発行為に関する工事完了……………八
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………八
- 平成二十七年九月十四日付東京都公告……………八
- 平成二十七年十一月十六日付東京都公告……………八

告示

●東京都告示第千二百八十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第四項ただし書、第五項ただし書及び第十二項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十八年七月二十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 公聴会を行う日時 平成二十八年七月二十八日(木曜日)午後二時から
- 二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二一四会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎二十四階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三二七
- 四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 港区北青山二丁目八番三十五号

所氏名 独立行政法人日本スポーツ振興センター
建築敷地 新宿区霞ヶ丘町十番一号ほか
地域地区 第二種中高層住居専用地域、準防火地域、第一種文教地区、二十メートル第二種高度地区、第二種高度地区、第二種風致地区、神宫外苑地区地区計画及び都市計画公園

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 観覧場、自動車車庫及び自転車駐車場
敷地面積 約一一三、〇四〇平方メートル
建築面積 約七二、四〇〇平方メートル
延べ面積 約一九三、九九九平方メートル
構造及び階数 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造
高さ 地上五階地下二階
適用条文 四七・三五メートル
建築基準法第四十八条第四項ただし書

(二)

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都
建築敷地 江東区有明三丁目十一番一号ほか
地域地区 工業専用地域、防火地域、臨海地区及び臨海副都心有明南地区地区計画
等 既存建築物の概要
申請の概要
工事種別 増築
及び用途 展示場、物販売店、飲食店及び自動車庫
敷地面積 約一一三、三一五平方メートル
敷地面積 増減なし
建築面積 約六八、九一八平方メートル
約二六、〇七〇平方メートル(合計約九四四、九一八平方メートル)

四、九八七平方メートル)

延べ面積 約一二五、一五九平方メートル

(合計約一、九一、六五四平方メートル)

構造及び階数 鉄骨造ほか
地上八階地下一階ほか

高さ 五八・二〇メートル

適用条文 建築基準法第四十八條第十二項ただし書

建築主住所氏名 新宿区西新宿二丁目四番一
住友不動産株式会社

建築敷地 江東区有明二丁目一番二百三十五号ほか

地域地区 第一種住居地域、防火地域及び臨海副都心等

申請の概要

工事種別及び用途 新築
共同住宅、物品販売店及び自動車車庫

敷地面積 約五、八八三平方メートル

建築面積 約一、八二〇平方メートル

延べ面積 約三八、五五一平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造
地上三十二階地下一階

高さ 一一四・三〇メートル

適用条文 建築基準法第四十八條第五項ただし書

建築主住所氏名 新宿区西新宿二丁目四番一
住友不動産株式会社

建築敷地 江東区有明二丁目一番二百三十五号ほか

地域地区 第一種住居地域、防火地域及び臨海副都心等

工事種別及び用途 新築
共同住宅、保育所、自動車車庫及び自転車駐車場

敷地面積 約一一、六六〇平方メートル

建築面積 約四、四二九平方メートル

延べ面積 約七九、九二四平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造ほか
地上三十三階ほか

適用条文 建築基準法第四十八條第五項ただし書

建築主住所氏名 新宿区西新宿二丁目四番一
住友不動産株式会社

建築敷地 江東区有明二丁目一番二百三十五号ほか

地域地区 第一種住居地域、防火地域及び臨海副都心等

申請の概要

工事種別及び用途 新築
共同住宅及び自動車車庫

敷地面積 約一一、二四一平方メートル

建築面積 約二、二一九平方メートル

延べ面積 約四一、六〇六平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造
地上三十三階

高さ 一一四・三〇メートル

適用条文 建築基準法第四十八條第五項ただし書

●東京都告示第千二百八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年七月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

昭島市朝日町四丁目三百六十九番一、平成二十八年六月九日
昭島市朝日町四丁目三百六十五番一、六月二十一日
昭島市朝日町四丁目三百六十一番一、六月二十一日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第千二百八十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十日

東京都知事代理

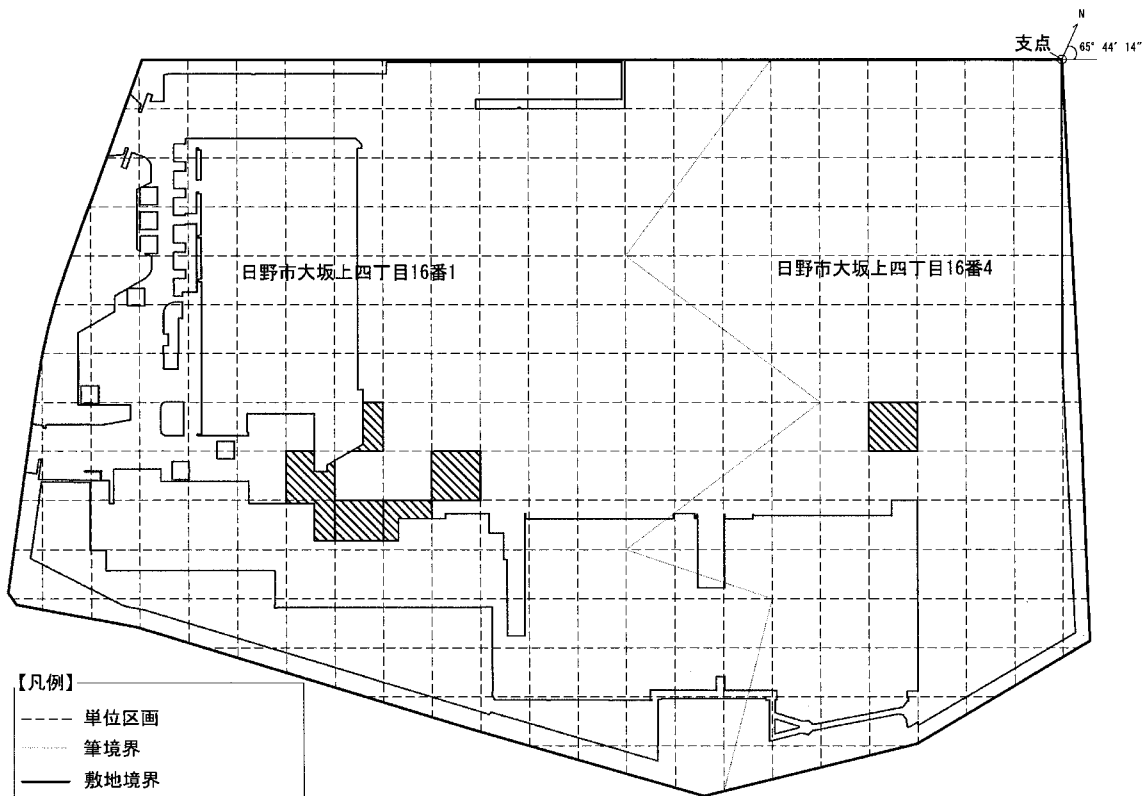
副知事 安藤立美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（日野市大坂上四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域
 - 調査対象地

【支点】
支点は、日野市大坂上四丁目16番4の最北端とする。

【格子の回転角度（65度44分14秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百八十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十八年東京都告示第三百七十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

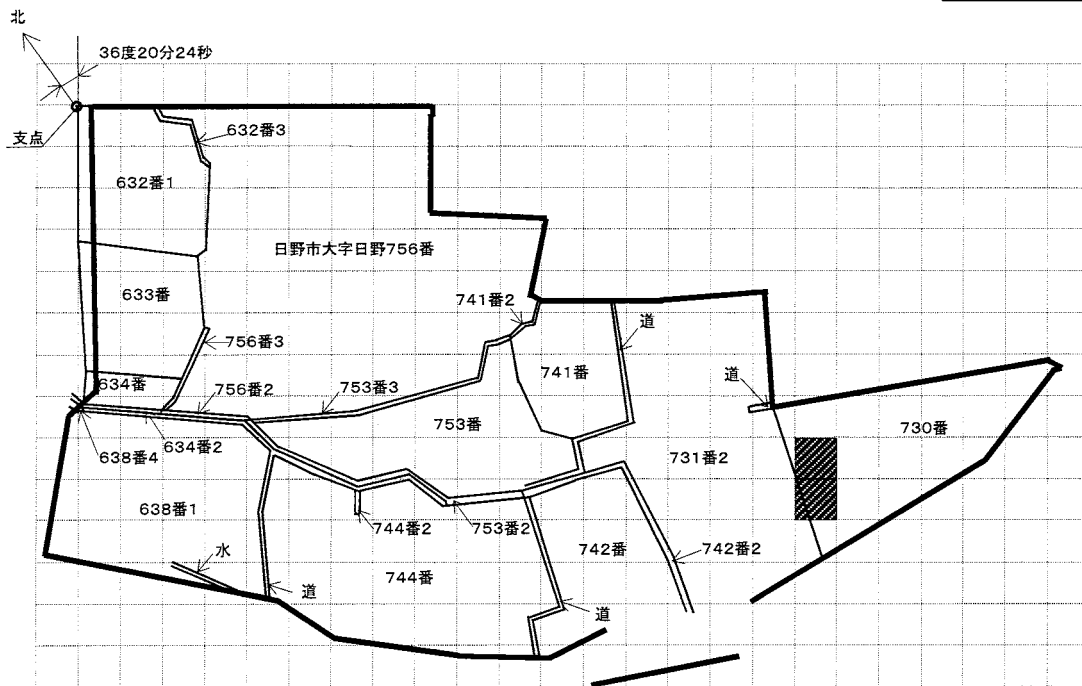
平成二十八年七月二十日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(日野市大字日野地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



■凡例

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域

■支点

支点は、日野市大字日野632番1の最北端とする。

■格子の回転角度(36度20分24秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年七月二十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第千二百八十七号

東京都事業内職業訓練事業補助金交付規程（昭和四十九年東京都告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

第三条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

附 則

この告示による改正後の東京都事業内職業訓練事業補助金交付規程の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

●東京都告示第千二百八十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十八年七月二十日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

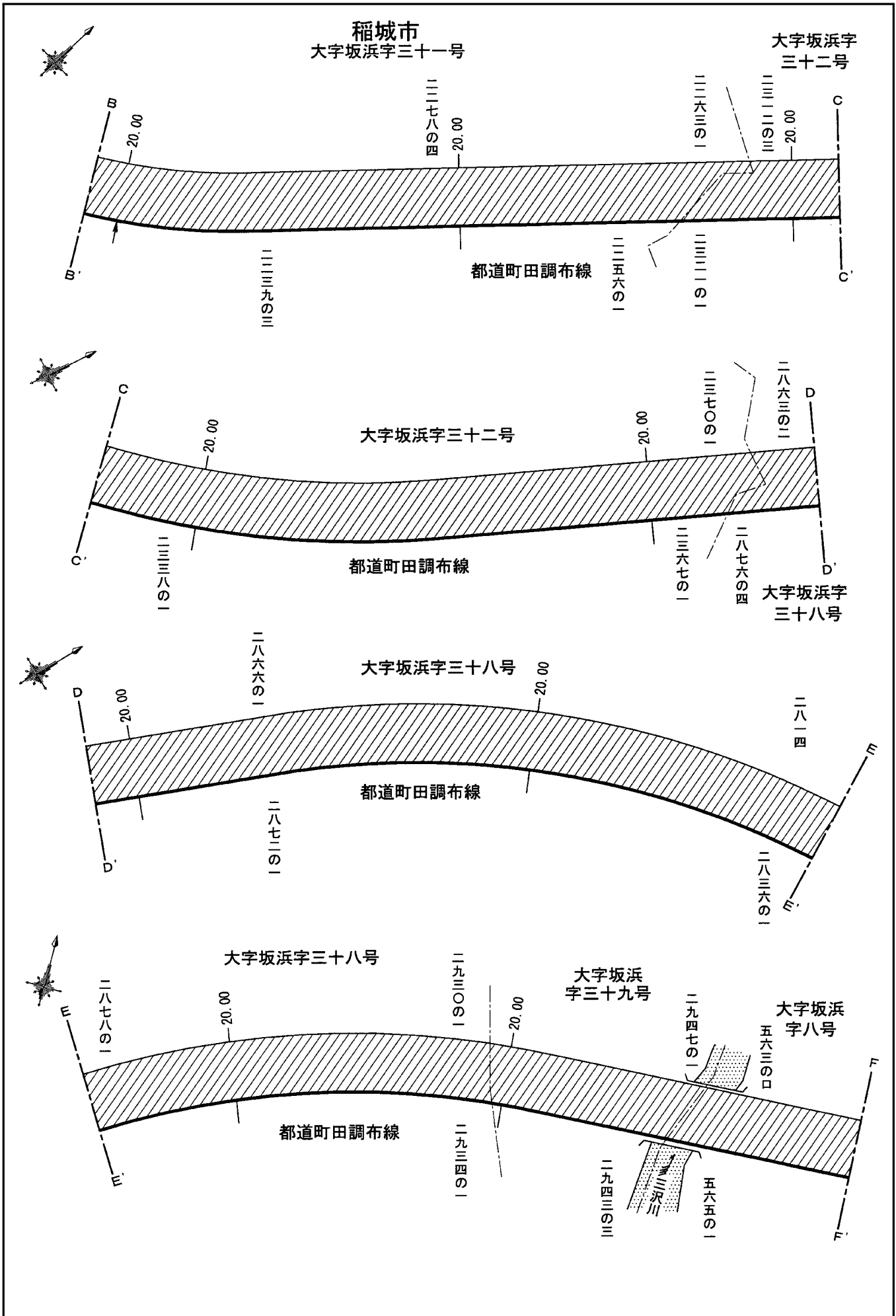
一 路線名

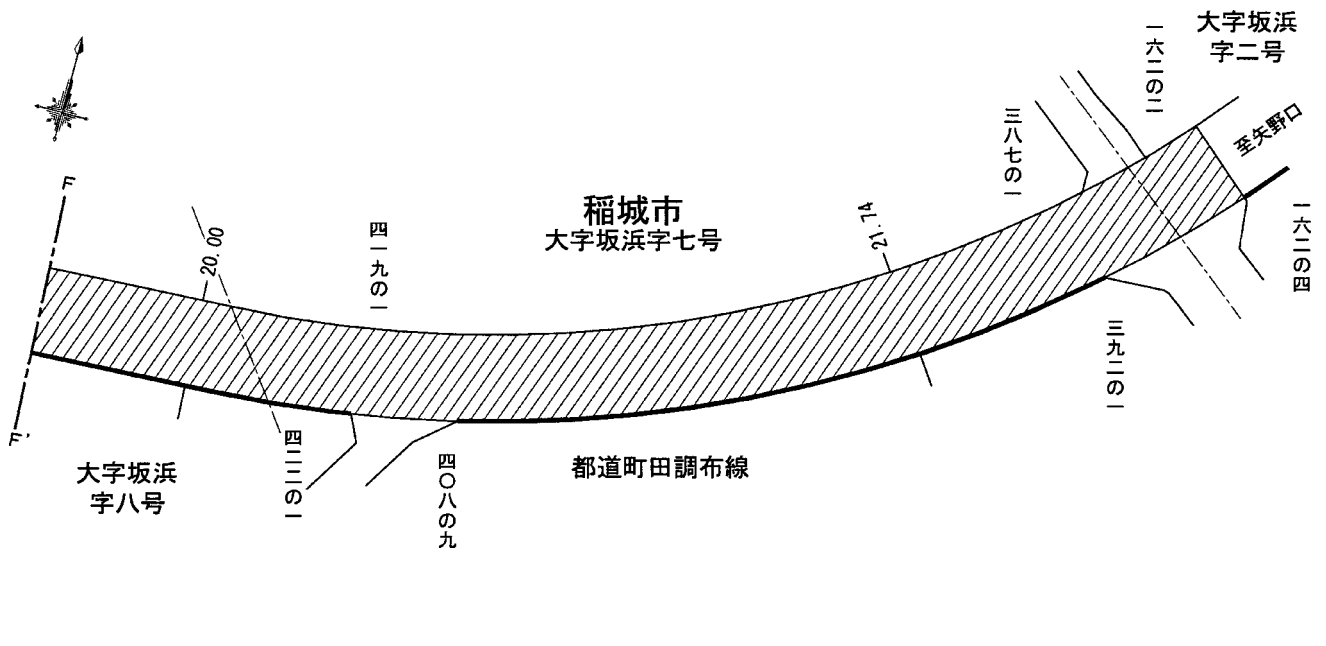
二 指定する区間

稲城市若葉台二丁目百九番地先から
同市大字坂浜字二百六十二番四地
先まで

三 指定の概要

別図表示のとおり





公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年七月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 昭島市朝日町一丁目二百二十八番一、同番二及び千二百十二番一の一部
 昭島市朝日町一丁目二番十四号
 住所及び氏名
 許可を受けた者の
 原茂 邦彦

正 誤

○平成二十七年九月十四日付東京都公告

ページ一段一行	誤	正
五上	後から	八王子市高倉町七番二号
五上	一	八王子市高倉町七番一号

○平成二十七年十一月十六日付東京都公告

ページ一段一行	誤	正
一二中	後から	八王子市高倉町七番二号
一二中	五	八王子市高倉町七番一号

○平成二十八年三月十四日付東京都公告

○平成二十八年五月十八日付目次

ページ一段一行	誤	正
一〇上	一二	八王子市高倉町七番二号
一〇上	五	八王子市高倉町七番一号
ページ一段一行	誤	正
一上	後から	一部改正について
一上	五	一部改正

発行所 東京都印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

定価 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001